

兵農保第 17 号

平成 24 年 4 月 2 日

農林水産大臣 鹿野 道彦 様

兵庫県農業共済組合連合会

会長理事 鷺尾 弘志

「農業災害補償法第 142 条の 5 第 1 項の規定に基づく必要措置命令（平成 23 年 4 月 26 日付け農林水産省指令 2 3 経営第 2 0 0 号）」に係る具体的な措置の取組状況（平成 24 年 3 月末現在）を下記のとおり提出いたします。

記

1 命令の内容

兵庫県農業共済組合連合会は検査忌避行為及び建物共済事業における法令違反の再発防止のため、具体的な措置を講ずること。具体的な措置の取組状況について、別途農林水産省経営局長から指示があるまで、平成 23 年 6 月末を第 1 回とし、以後、3 か月ごとにとりまとめ、翌月 10 日までに報告すること。

上記に係る具体的な措置の取組状況（3 月末）については、別添の報告書のとおりであります。

具体的な措置の取組状況第4回報告書（3月末）

（1）適切な受検態勢の確立

具体的な措置	取組状況
① 検査の効果的・効率的実施を確保するための検査対応業務の適正な管理	
<p>ア 内部監査室（仮称）の新設</p> <p>検査対応を行う窓口と検査全体の管理を行う部署として、内部監査室を新設します。当該部署の組織的独立性と実効性を確保するため、専任職員と事業運営に精通した兼務職員で構成し、設置に伴う職制規則の改正を平成23年6月の第1回理事会で行い、同年7月に設置します。</p>	<p>監査指導部（措置計画から名称変更。以下同じ。）については、平成23年6月27日の第1回理事会において職制規則及び文書規則の改正を行い、同年7月1日に設置し、同日付で専任職員1名と兼務職員3名を配属しました。</p> <p>同部では、検査調書の内容審査及び実地検査の立会い並びに改善点の指導監督を行うよう常例検査等対応要領を同年7月1日に決めました。さらに、常例検査において発見した不祥事の対応を不祥事件対応要領に一元化するよう同年2月20日に常例検査等対応要領の一部改正を行いました。</p> <p>本年度の常例検査は、平成24年2月16日に現物調査及び2月27日から同年3月2日まで実地検査（以下「平成23年度常例検査」という。）を受けたので、同要領に基づき監査指導部が検査調書の内容審査及び実地検査の立会いを行いました。</p> <p>監査指導部は、引き続き、検査結果等を踏まえながら、受検態勢の整備に努めていきます。</p>
<p>イ 検査調書の審査及び決裁</p> <p>検査調書は、上記内部監査室が内容審査を行った後、会長理事及び専務理事の決裁を受けることとし、チェック機能と管理体制を強化します。</p>	<p>通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、会長理事及び専務理事が決裁し、平成23年6月24日に提出しました。</p> <p>平成23年度常例検査の検査調書については、担当部署の部課長が「常例検査の検査調書チェックリスト（担当部署用）」に基づき、担当者の作成した検査調書の内容と基礎資料の照合点検を行いました。各部の作成調書を総務部がとりまとめて起案した後、監査指導部が</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>「常例検査の検査調書チェックリスト（監査指導部用）」に基づく内容審査を行い、その結果をまとめた常例検査報告書を添付し、会長理事及び専務理事が決裁のうえ、平成24年2月22日に提出しました。</p> <p>検査調書の提出は、引き続き上記のとおり行い、内部チェック機能と管理体制を強化していきます。</p>
<p>ウ 実地検査の立ち会い</p> <p>内部監査室及び常勤理事は、必ず実地検査に立ち会い、本会の業務運営上の課題等を客観的視点から把握し、監督を強化します。</p>	<p>平成23年度常例検査の実地検査の対応は、監査指導部及び専務理事が立ち会い、監査指導部が検査終了後に受検状況をまとめた常例検査報告書を作成し、平成24年3月2日に会長理事に提出しました。</p> <p>実地検査の立ち会いは、引き続き上記のとおり行い、業務運営上の改善整備すべき事項等がないか監視・監督を強化していきます。</p>
<p>② 理事会等による検査対応業務に対する監視・監督の強化</p>	
<p>ア 不正対応ルールの整備</p> <p>内部監査室において審査を行った結果、不正を発見した場合は速やかに会長理事とコンプライアンス担当部署に報告し、監視・監督の対応の一元化、内部牽制及び即時性を高めます。</p>	<p>監査指導部が、検査調書の内容審査及び実地検査の立会いにおいて不祥事を見つけた場合は、速やかにコンプライアンス統括部署に報告します。同部署では、コンプライアンス統括責任者（会長理事）が不祥事件と判断したときは、遅滞なく理事会に報告し、不祥事件対応要領に基づき対応します。一方、同要領に定める不祥事件に該当しない事案は、(2)の④のエに記載する問題解決検討会において問題の解決を図ります。</p> <p>不正対応は、上記のとおり行い、監視・監督の対応の一元化と内部牽制機能の強化により即時性を高めていきます。</p>
<p>イ 常勤役員の監理態勢の強化</p> <p>検査調書の提出の際には、会長理事及び専務理事が決裁を行うものとし、実地検査には必ず常勤理事が立ち会います。</p>	<p>通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、会長理事及び専務理事が決裁し、平成23年6月24日に提出しました。</p> <p>平成23年度常例検査の役員監理は、(1)の①のイ及びウに記載するとおり会長理事及び専務理事が検査調書を決裁し、専務理事が実地</p>

具体的な措置	取組状況
	<p>検査に立ち会いました。 常例検査における役員監理は、引き続き上記のとおり行います。</p>
<p>ウ 理事会の業務監視及び監督の強化 理事会は、四半期ごとに業務執行状況等を報告させるとともに、検査指摘の改善・進捗状況等を確認し、監視・監督を強化します。</p>	<p>理事会は、業務執行状況等を報告させるとともに、平成 22 年度常例検査の指摘事項に係る措置（回答）を平成 23 年 5 月 18 日の第 16 回理事会において決定し、同年 5 月 31 日に農林水産省に提出しました。</p> <p>平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況については、同年 6 月 27 日の第 1 回理事会、同年 12 月 27 日の第 4 回理事会、平成 24 年 3 月 19 日の第 5 回理事会において確認しました。</p> <p>平成 23 年度常例検査については、同上の第 5 回理事会において検査結果を確認しました。農林水産省から検査書が交付され次第、理事会を開催して指摘事項に係る措置（回答）を決定し、速やかに農林水産省に提出します。</p> <p>理事会は、引き続き業務監視及び監督を強化していきます。</p>
<p>エ 監事会の業務監視及び監督の強化 監事会は、定時監査時に理事会に準じて業務執行状況と検査指摘の改善・進捗状況を報告させ、その内容を実査します。</p>	<p>監事会は、平成 23 年 11 月 22 日の中間監査において、業務執行状況等を報告させるとともに、同年 7 月 26 日の第 1 回監事会及び同年 11 月 22 日の第 2 回監事会において、平成 22 年度常例検査指摘事項に係る改善進捗状況を確認し、同中間監査において実査しました。</p> <p>また、平成 23 年度常例検査については、指摘事項に係る措置（回答）を理事会が決定した後、速やかに指摘事項に係る措置（回答）に係る意見書を作成します。</p> <p>監事会は、引き続き業務監視及び監督を徹底していきます。</p>
<p>③ 検査忌避行為に係る原因の究明と再発防止策の策定・実践</p>	
<p>ア 担当部署におけるチェックの強化 検査調書の作成に当たって、担当者は検査用チェック</p>	<p>通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、各担当者が</p>

具体的な措置	取組状況
<p>リストによる自主点検を行った後、検査項目の狙いと報告内容に問題がないか担当部署内で相互チェックを確実に行います。</p>	<p>作成した調書を所属長（部課長）がコンプライアンス・プログラムに基づく内部自主検査を踏まえて検査項目の意図と報告内容に齟齬がないか確認し、平成23年6月24日に提出しました。</p> <p>平成23年度常例検査の検査調書については、部課長が所管する事業等別の「常例検査の検査調書チェックリスト（担当部署用）」に基づき、担当者の作成した検査調書の内容と基礎資料の照合・点検を行いました。</p> <p>検査調書の作成は、引き続き上記のとおり行い、担当部署内の内部牽制機能を強化していきます。</p>
<p>イ 内部監査室等における審査の実施</p> <p>内部監査室において、事務・事業に精通した兼務職員が担当業務以外の部署が作成した調書について審査を行い、内部牽制機能を果たします。</p> <p>また、会長理事及び専務理事は、必ず検査調書の決裁を行います。</p>	<p>通常総会後に作成する常例検査の検査調書については、会長理事及び専務理事が決裁し、平成23年6月24日に提出しました。</p> <p>平成23年度常例検査の検査調書については、監査指導部が「常例検査の検査調書チェックリスト（監査指導部用）」に基づき、内容審査（同部兼務職員は担当業務以外の調書審査）を行った後、その審査結果をまとめた常例検査報告書を添付して会長理事及び専務理事が決裁しました。</p> <p>検査調書の審査及び決裁は、引き続き上記のとおり行います。</p>
<p>ウ 実地検査時の対応強化</p> <p>実地検査は、常勤理事及び内部監査室が立ち会い、問題点が発見された場合は、内部監査室がその問題点等を正確に反映した検査報告書を遅滞なく作成し、会長理事に報告するとともに、担当部署の取組状況を監視していきます。</p>	<p>平成23年度常例検査の実地検査の対応は、（1）の①のウに記載するとおり行った結果、特筆すべき問題はありませんでした。</p> <p>実地検査の立ち会いにおいて改善すべき事項があった場合は、監査指導部がその内容をまとめた常例検査報告書を作成し、遅滞なく会長理事に提出するとともに、該当部署の改善状況を監督します。</p> <p>実地検査時の対応は、上記のとおり行い、担当部署の取組状況を監視していきます。</p>
<p>エ 懲戒処分の規程整備と職員への周知</p>	

具体的な措置	取組状況																		
<p>法令違反に関する懲戒処分について、検査忌避行為に係る当事者責任、管理監督責任の基準を明確にした就業規則の改正を6月の第1回理事会で行い、その内容を全職員に周知し、再発防止に努めます。</p>	<p>懲戒処分の規程整備については、平成23年6月27日の第1回理事会において職員就業規則の改正を行い、同年7月1日から適用しています。その内容は、同年6月30日に通知し、全職員に周知しました。</p>																		
<p>④ 検査忌避行為に係る責任の所在の明確化と関係者の処分</p>																			
<p>ア 法令違反調査委員会による調査</p> <p>平成19年以前のことも含め、弁護士など外部有識者等を含む委員会が調査することとし、平成23年5月18日の第16回理事会でメンバーを決定、同月25日に法令違反調査委員会を設置いたしました。同月27日の第1回委員会を開催し、審議決定された調査方法等（調査対象年度は平成13～22年の10年間、対象者はその間の農産建物部・建物課在籍職員と常勤役員、調査内容は検査調書の記載内容等にかかる事実確認、調査手法は委員による個別聴取）に基づき、同年6月中に原因の究明と責任の所在を明確にします。</p>	<p>法令違反の原因究明と責任の所在の明確化については、第三者による客観的な調査が必要と判断し、弁護士（非顧問）1名、県職員2名で構成される法令違反調査委員会に調査を付託しました。</p> <p>調査委員会では、平成23年5月30日から同年7月13日まで、過去10年間の建物共済及び農機具共済の事故発生から保険金支払いまでの経過月別件数の再調査、関係書類の内容審査及び関係役職員からの聴き取り調査を実施しました。</p> <p>また、委員会を以下のとおり開催し、原因と責任の所在を明確にした調査報告書を取りまとめ、同年7月20日に会長理事に提出しました。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">〈回〉</th> <th style="text-align: center;">〈開催月日〉</th> <th style="text-align: center;">〈審議事項〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1回</td> <td style="text-align: center;">平成23年5月27日</td> <td style="text-align: center;">事実確認、調査方法等</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2回</td> <td style="text-align: center;">同年6月14日</td> <td style="text-align: center;">調査報告のとりまとめ</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3回</td> <td style="text-align: center;">同年6月30日</td> <td style="text-align: center;">調査報告内容の検証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4回</td> <td style="text-align: center;">同年7月13日</td> <td style="text-align: center;">調査報告内容の検証</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5回</td> <td style="text-align: center;">同年7月20日</td> <td style="text-align: center;">調査報告書のとりまとめ</td> </tr> </tbody> </table>	〈回〉	〈開催月日〉	〈審議事項〉	第1回	平成23年5月27日	事実確認、調査方法等	第2回	同年6月14日	調査報告のとりまとめ	第3回	同年6月30日	調査報告内容の検証	第4回	同年7月13日	調査報告内容の検証	第5回	同年7月20日	調査報告書のとりまとめ
〈回〉	〈開催月日〉	〈審議事項〉																	
第1回	平成23年5月27日	事実確認、調査方法等																	
第2回	同年6月14日	調査報告のとりまとめ																	
第3回	同年6月30日	調査報告内容の検証																	
第4回	同年7月13日	調査報告内容の検証																	
第5回	同年7月20日	調査報告書のとりまとめ																	
<p>イ 理事会等による処分の決定</p> <p>調査結果の確定後、速やかに役員会を開催し、就業規則第57条及び第58条に則り、関係職員の処分を審議・決定のうえ報告いたします。役員につきましても責任を明らかにします。</p>	<p>職員の処分については、法令違反調査委員会による調査報告書に基づき、平成23年8月3日の懲罰委員会の意見を踏まえ、同年8月10日の第2回理事会において関係職員の懲戒処分を決定しました。</p> <p>役員についても、責任を明らかにし、当時の役員全員が自主的に対応しました。</p>																		

具体的な措置	取組状況

(2) 法令等遵守態勢の強化

具体的な措置	取組状況
<p>① 法令等遵守に対する業務運営姿勢の明確化</p>	
<p>ア コンプライアンス意識及び業務姿勢の表明 会長理事は、法令等遵守の業務姿勢を明確にするため、コンプライアンス宣言を内外に発信するとともに、役職員に対して法令等遵守に係る業務姿勢及び農家と農業共済関係者の信頼回復に向けた不退転の決意を通常総会はじめ諸会議で表明します。</p>	<p>会長理事は、このたびの必要措置命令を真摯に受け止め、措置計画を着実に実行することを本年度の重要課題として信頼回復に努めることを次の会議で表明しています。</p> <p>〈開催月日〉 〈対象会議等〉</p> <p>平成 23 年 5 月 13 日 第 7 回監事会 同年 5 月 18 日 第 16 回理事会 同年 5 月 20 日 第 1 回所長会 同年 5 月 25 日 組合等局長・課長等会議 同年 5 月 30 日 第 6 3 回通常総会 同年 6 月 18 日 職員全体研修会 同年 6 月 27 日 第 1 回理事会 同年 7 月 26 日 第 1 回監事会 同年 8 月 10 日 第 2 回理事会 同年 10 月 3 日 第 3 回理事会 同年 10 月 14 日 第 2 回所長会 同年 10 月 26 日 組合等局長・課長等会議 同年 11 月 15 日 兵庫県 N O S A I 大会 同年 11 月 22 日 第 2 回監事会 同年 12 月 22 日 第 3 回所長会 同年 12 月 27 日 第 4 回理事会 平成 24 年 2 月 13 日 第 2 8 回臨時総会 同年 2 月 13 日 組合等課長・係長等会議</p>

具体的な措置	取組状況															
	<p>同年 3 月 10 日 職員全体研修会 同年 3 月 19 日 第 5 回理事会 同年 3 月 23 日 第 4 回所長会</p> <p>さらに、外部に向けては、平成 24 年 1 月 11 日に連合会ホームページに法令違反の再発防止の確実な実践に組織を挙げて取り組むことを宣明するとともに、次年度へ向けての取組み姿勢をネットワークひょうご 3 月号に掲載しました。</p> <p>役職員の法令等遵守の業務運営姿勢は、引き続き諸会議及び広報誌等を通じて表明していきます。</p>															
<p>イ 措置計画の着実な実行</p> <p>今般の必要措置命令を役員はもとより全職員が厳粛に受け止め、今回策定した措置計画の着実な実行を本会業務の最重要課題と位置づけたうえで、法令等遵守態勢の確立に向け、内部管理態勢の一層の充実・強化に役職員一丸となって取り組んでいきます。県職員及び参事・部課長で構成する兵庫県農業共済組合連合会改革チームを平成 23 年 4 月 28 日に設け、法令違反等の原因究明と問題提起を行っており、今後の再発防止策など具体的な措置の策定と実践を通じて本会の業務改善に努めていきます。</p>	<p>平成 23 年 5 月末までに農林水産省へ提出を求められた措置計画と工程表について、改革チームで同年 4 月 28 日から同年 5 月 13 日まで検討し、同年 5 月 18 日の第 16 回理事会において審議決定しました。その後、同年 5 月 20 日の第 1 回所長会、同年 5 月 25 日の組合等局長・課長等会議、同年 5 月 30 日の第 63 回通常総会に報告した上で、同年 5 月 31 日に農林水産省へ提出しました。</p> <p>3 ヶ月ごとに取組状況をまとめる定期報告については、以下のとおり理事会において審議決定し、農林水産省に提出しています。</p> <table border="0"> <tr> <td>〈定期報告〉</td> <td>〈理事会開催月日〉</td> <td>〈農林水産省提出月日〉</td> </tr> <tr> <td>第 1 回 (6 月末)</td> <td>同年 6 月 27 日 (第 1 回)</td> <td>同年 7 月 8 日</td> </tr> <tr> <td>第 2 回 (9 月末)</td> <td>同年 10 月 3 日 (第 3 回)</td> <td>同年 10 月 10 日</td> </tr> <tr> <td>第 3 回 (12 月末)</td> <td>同年 12 月 27 日 (第 4 回)</td> <td>平成 24 年 1 月 5 日</td> </tr> <tr> <td>第 4 回 (3 月末)</td> <td>平成 24 年 3 月 19 日 (第 5 回)</td> <td>同年 4 月上旬</td> </tr> </table> <p>なお、平成 24 年 3 月末の取組状況をまとめた第 4 回報告書については、同年 4 月 10 日までに農林水産省へ提出します。</p> <p>具体的な措置については、農林水産省へ定期報告の都度、改革チーム全体会議において以下のとおり取組状況を確認するとともに、工程</p>	〈定期報告〉	〈理事会開催月日〉	〈農林水産省提出月日〉	第 1 回 (6 月末)	同年 6 月 27 日 (第 1 回)	同年 7 月 8 日	第 2 回 (9 月末)	同年 10 月 3 日 (第 3 回)	同年 10 月 10 日	第 3 回 (12 月末)	同年 12 月 27 日 (第 4 回)	平成 24 年 1 月 5 日	第 4 回 (3 月末)	平成 24 年 3 月 19 日 (第 5 回)	同年 4 月上旬
〈定期報告〉	〈理事会開催月日〉	〈農林水産省提出月日〉														
第 1 回 (6 月末)	同年 6 月 27 日 (第 1 回)	同年 7 月 8 日														
第 2 回 (9 月末)	同年 10 月 3 日 (第 3 回)	同年 10 月 10 日														
第 3 回 (12 月末)	同年 12 月 27 日 (第 4 回)	平成 24 年 1 月 5 日														
第 4 回 (3 月末)	平成 24 年 3 月 19 日 (第 5 回)	同年 4 月上旬														

具体的な措置	取組状況																		
	<p>表に基づき進めています。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th data-bbox="1120 260 1209 292"><回></th> <th data-bbox="1276 260 1456 292"><開催月日></th> <th data-bbox="1657 260 1836 292"><協議内容></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1120 300 1209 331">第1回</td> <td data-bbox="1232 300 1523 331">平成23年6月1日</td> <td data-bbox="1568 300 2049 371">工程表に基づく措置計画の進め方 法令違反調査委員会の設置報告</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 387 1209 419">第2回</td> <td data-bbox="1321 387 1523 419">同年7月4日</td> <td data-bbox="1568 387 2049 459">6月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 467 1209 499">第3回</td> <td data-bbox="1321 467 1523 499">同年9月20日</td> <td data-bbox="1568 467 2049 539">9月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 547 1209 579">第4回</td> <td data-bbox="1321 547 1523 579">同年12月19日</td> <td data-bbox="1568 547 2049 619">12月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1120 627 1209 659">第5回</td> <td data-bbox="1232 627 1523 659">平成24年3月8日</td> <td data-bbox="1568 627 2049 699">3月末の具体的な措置の取組状況 今後の取り組み</td> </tr> </tbody> </table> <p>今回の一連の法令違反及び具体的な措置の取組結果は、コンプライアンスマニュアルに反映するよう、平成24年6月開催予定のコンプライアンス改善委員会に諮り、今後の教訓として再発防止に努めるとともに、引き続き内部管理態勢の充実・強化に取り組んでいきます。</p>	<回>	<開催月日>	<協議内容>	第1回	平成23年6月1日	工程表に基づく措置計画の進め方 法令違反調査委員会の設置報告	第2回	同年7月4日	6月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み	第3回	同年9月20日	9月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み	第4回	同年12月19日	12月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み	第5回	平成24年3月8日	3月末の具体的な措置の取組状況 今後の取り組み
<回>	<開催月日>	<協議内容>																	
第1回	平成23年6月1日	工程表に基づく措置計画の進め方 法令違反調査委員会の設置報告																	
第2回	同年7月4日	6月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み																	
第3回	同年9月20日	9月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み																	
第4回	同年12月19日	12月末の具体的な措置の取組状況 工程表に基づく今後の取り組み																	
第5回	平成24年3月8日	3月末の具体的な措置の取組状況 今後の取り組み																	
<p>ウ 措置の進捗状況の開示</p> <p>法令等を遵守した業務運営を連合会の基本方針とすること並びに具体的な措置の進捗状況を広報誌、ホームページ等に情報開示します。</p>	<p>平成23年4月26日の必要措置命令については、同年4月27日に連合会ホームページに情報開示するとともに、直ちに会長理事は役員と県に報告し、参事と部長が同年4月28日（一部5月2日）に会員に一斉巡回説明しました。また、農業共済新聞兵庫版5月2週号及び連合会が組合等を対象に発行する広報誌「ネットワークひょうご」5月号に説明記事を掲載しました。</p> <p>会長理事が諸会議で表明している法令等遵守の業務運営姿勢は、(2)の①のアに記載するとおり、平成24年1月11日に連合会ホームページに情報開示し、ネットワークひょうご3月号に掲載しました。</p> <p>農林水産省へ提出した措置計画と工程表及びそれに基づく3ヶ月ご</p>																		

具体的な措置	取組状況									
	<p>との取組状況報告については、以下のとおり連合会ホームページに情報開示しました。</p> <p>平成 23 年 5 月 31 日 措置計画等報告 同年 7 月 11 日 取組状況第 1 回報告書（6 月末） 同年 10 月 12 日 取組状況第 2 回報告書（9 月末） 平成 24 年 1 月 5 日 取組状況第 3 回報告書（12 月末）</p> <p>また、第 4 回報告書（3 月末）は、農林水産省の受理同日に情報開示するよう準備しています。</p> <p>法令等を遵守した業務運営姿勢は、各種広報手段を活用して、引き続き内外へ発信していきます。</p>									
<p>② 理事会等による業務執行に対する監視・監督の強化</p>										
<p>ア 理事会への重要事項及び措置状況の報告</p> <p>理事会は、四半期ごとの業務内容に加えて農林水産省からの重要通知など業務運営に関する事項を報告させて十分な審議のうえ、適正な業務執行に努めます。特に、今回の措置計画の進捗・改善状況とその実効性を理事会で検証していきます。</p>	<p>理事会は、事業実績・財務状況、有価証券の取得・処分等のほか業務執行状況を以下のとおり報告させるとともに、措置計画の取組状況は次のとおり審議しました。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 933 1176 965"><回></th> <th data-bbox="1294 933 1467 965"><開催月日></th> <th data-bbox="1612 933 1859 965"><審議・報告事項></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 973 1176 1005">第 1 回</td> <td data-bbox="1220 973 1467 1005">平成 23 年 6 月 27 日</td> <td data-bbox="1534 973 2083 1133">6 月末の具体的な措置の取組状況 コンプライアンス・プログラムの策定 常例検査指摘事項に係る改善進捗状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1220 1176 1252">第 2 回</td> <td data-bbox="1276 1220 1467 1252">同年 8 月 10 日</td> <td data-bbox="1534 1141 2083 1460">理事会運営（年間計画等） 事務所建設の進捗状況 措置計画に係る関係職員の懲戒処分 コンプライアンス・プログラムの達成状況 補助監査者の選任に係る申入れ 監査指導部の業務内容 事務所建設の進捗状況</td> </tr> </tbody> </table>	<回>	<開催月日>	<審議・報告事項>	第 1 回	平成 23 年 6 月 27 日	6 月末の具体的な措置の取組状況 コンプライアンス・プログラムの策定 常例検査指摘事項に係る改善進捗状況	第 2 回	同年 8 月 10 日	理事会運営（年間計画等） 事務所建設の進捗状況 措置計画に係る関係職員の懲戒処分 コンプライアンス・プログラムの達成状況 補助監査者の選任に係る申入れ 監査指導部の業務内容 事務所建設の進捗状況
<回>	<開催月日>	<審議・報告事項>								
第 1 回	平成 23 年 6 月 27 日	6 月末の具体的な措置の取組状況 コンプライアンス・プログラムの策定 常例検査指摘事項に係る改善進捗状況								
第 2 回	同年 8 月 10 日	理事会運営（年間計画等） 事務所建設の進捗状況 措置計画に係る関係職員の懲戒処分 コンプライアンス・プログラムの達成状況 補助監査者の選任に係る申入れ 監査指導部の業務内容 事務所建設の進捗状況								

具体的な措置	取組状況
	<p>第3回 同年10月3日 9月末の具体的な措置の取組状況 コンプライアンス・プログラムの達成状況 建物共済の加入基準（監理官通知）に関する文書 事務所建設の進捗状況</p> <p>第4回 同年12月27日 12月末の具体的な措置の取組状況 コンプライアンス・プログラムの達成状況 常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 中間監査結果報告（代表監事報告）</p> <p>第5回 平成24年3月19日 3月末の具体的な措置の取組状況 余裕金運用の基本方針 コンプライアンス・プログラムの達成状況 常例検査指摘事項に係る改善進捗状況 平成23年度常例検査の確認書</p> <p>業務執行状況及び業務運営上の重要事項等は、引き続き理事会へ報告させ、適正な業務執行を行ってまいります。</p>
<p>イ 不祥事件等への速やかな対処</p> <p>理事会で審議が必要と判断された案件及び不祥事件については、会長理事は直ちに報告させて、必要に応じて緊急の理事会を開催し、速やかな情報の共有化と迅速な問題解決に努めてまいります。</p>	<p>不祥事件等が発生した場合、会長理事は、不祥事件対応要領に基づきコンプライアンス統括部署（総務部）に報告させます。また、コンプライアンス統括責任者として不祥事件と判断した事案については、第1報を農林水産省及び理事会に報告させて、必要に応じて緊急の理事会を開催するなど迅速かつ的確に対応して事態の早期解決を図ります。</p>

具体的な措置	取組状況												
	<p>なお、同要領の不祥事件に該当しない事案については、(2)の④のエに記載する問題解決検討会において対応させます。</p>												
<p>ウ 監事会の機能強化</p> <p>監事会は、理事会に準じて業務運営上の重要事項を報告させ、役員間の情報の共有化を図るとともに、内部監査室が行った内部監査結果を報告させます。監事監査においては、会計関係書類に限らず、上記の報告事項に係る文書等についても実査し、業務運営全般にわたる監視・監督を強化します。</p>	<p>監事会は、理事会同様に措置計画の取組状況など役員間で情報の共有化が必要となる業務運営上の重要事項を報告させ、以下のとおり審議し、確認しました。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th data-bbox="1093 512 1167 544"><回></th> <th data-bbox="1294 512 1458 544"><開催月日></th> <th data-bbox="1615 512 1868 544"><審議・報告事項></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 552 1167 584">第1回</td> <td data-bbox="1211 552 1503 584">平成23年7月26日</td> <td data-bbox="1536 552 2074 711">監査補助者の選任 6月末の具体的な措置の取組状況 常例検査指摘事項に係る改善進捗状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 719 1167 751">第2回</td> <td data-bbox="1279 719 1503 751">同年11月22日</td> <td data-bbox="1536 719 2074 879">事業実績・財務状況 9月末の具体的な措置の取組状況 常例検査指摘事項に係る改善進捗状況</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 927 1211 959">中間監査</td> <td data-bbox="1279 927 1503 959">同年11月22日</td> <td data-bbox="1536 887 2074 1046">平成24年度事業計画大綱 監査補助者の補助監査報告 監査指導部の業務内容と内部監査結果の報告</td> </tr> </tbody> </table> <p>同年12月27日の第4回理事会において、代表監事が補助監査及び内部監査結果を踏まえた中間監査の結果報告を行い、適正な業務運営を指導しました。</p> <p>業務運営上の重要事項等について、引き続き監事会に報告または持ち回り説明させるとともに、監事監査では、適切な重点監査項目を定めて、出先機関の現物書類等の提示を求めるなど確認していきます。</p>	<回>	<開催月日>	<審議・報告事項>	第1回	平成23年7月26日	監査補助者の選任 6月末の具体的な措置の取組状況 常例検査指摘事項に係る改善進捗状況	第2回	同年11月22日	事業実績・財務状況 9月末の具体的な措置の取組状況 常例検査指摘事項に係る改善進捗状況	中間監査	同年11月22日	平成24年度事業計画大綱 監査補助者の補助監査報告 監査指導部の業務内容と内部監査結果の報告
<回>	<開催月日>	<審議・報告事項>											
第1回	平成23年7月26日	監査補助者の選任 6月末の具体的な措置の取組状況 常例検査指摘事項に係る改善進捗状況											
第2回	同年11月22日	事業実績・財務状況 9月末の具体的な措置の取組状況 常例検査指摘事項に係る改善進捗状況											
中間監査	同年11月22日	平成24年度事業計画大綱 監査補助者の補助監査報告 監査指導部の業務内容と内部監査結果の報告											
<p>エ 職場倫理の高揚と法令遵守意識の確立</p> <p>専務理事が本会の出先事務所を7月から8月に定期巡回し、職員との意見交換会を通じて農業共済職員として</p>	<p>専務理事による出張所及び基幹家畜診療所の定期巡回については、以下のとおり実施しました。当日は、コンプライアンス担当部署から</p>												

具体的な措置	取組状況
	<p> 同年 10 月 12 日 但馬出張所、但馬基幹家畜診療所 同年 10 月 13 日 神戸出張所（備品調査） 同年 10 月 18 日 播丹出張所、東播基幹家畜診療所 同年 10 月 20 日 神戸出張所、阪神基幹家畜診療所 家畜部臨床研修課 同年 10 月 24 日 但馬出張所（備品調査） 同年 10 月 25 日 淡路出張所、淡路基幹家畜診療所 同年 10 月 27 日 農産建物部農産課 同年 10 月 28 日 西播出張所、西播基幹家畜診療所 同年 10 月 31 日 企画普及部、総務部総務課 同年 11 月 1 日 家畜部家畜課 同年 11 月 10 日 総務部経理課 </p> <p> 監査指導部は、内部監査の結果を内部監査報告書にとりまとめ、同年 11 月 15 日に会長理事に提出するとともに、被監査部署に指摘事項を通知し、改善計画書を同年 12 月 12 日までに全部署から受理しました。 </p> <p> さらに、同年 12 月 22 日の第 3 回所長会において、 </p> <p> ① 常例検査指摘事項の着実な実践（引受率の向上と保険金等の早期支払い） ② 諸規則等に基づく事務・経理処理の徹底 </p> <p> など内部監査の指摘事項を再確認し、本部の担当部署には、 </p> <p> ① 引受目標の本部設定値と出張所設定値の整合性 ② 部署間で対応の異なる事務処理等の標準化 </p> <p> などについて指導を求めました。指摘事項のうち、(2)の④のウに記載する決裁文書への根拠法令の明記等について、総務部が同所長会において再指導しました。 </p> <p> 被監査部署には、同計画書に基づく改善報告書（平成 24 年 3 月末現在）を同年 4 月 6 日までに求めることとしています。 </p> <p> また、平成 23 年 11 月 22 日の監事（中間）監査において、監事に </p>

具体的な措置	取組状況
	<p>内部監査結果を報告し、監事監査と連携を強化しました。</p> <p>なお、内部監査において発見した不祥事については、速やかにコンプライアンス統括部署に報告し、それ以降の対応は不祥事件対応要領に一元化するよう平成24年2月20日に内部監査実施要領を一部改正しました。</p> <p>監査指導部による内部監査は、同年4月18日に全部署の年度末決算状況を審査する期末監査を予定しており、引き続き年間計画どおり実施し、内部牽制機能を強化していきます。</p>
<p>イ 補助監査の導入</p> <p>理事の業務執行状況を監視し、牽制機能を強化するために、公認会計士等の学識経験者による会計部門の補助監査を平成23年度中間監査から実施し、監事監査機能の補完・充実強化を図ります。</p>	<p>補助監査の導入については、平成23年7月26日の第1回監事会において、2名の公認会計士を監査補助者として選任し、同年8月10日の第2回理事会において承認され、同年8月31日に業務委託契約を締結しました。</p> <p>補助監査は、検査基準日（同年9月30日）現在の財産状況等を中心に、同年11月9,11日の2日間実施し、同年11月22日の監事（中間）監査において監査補助者からその概要報告を受けました。</p> <p>なお、今年度の決算監査においても中間監査に準じて行います。</p>
<p>ウ 監事会の監督強化</p> <p>監事会は、監査計画に基づき、5月に決算監査、11月に中間監査を実施し、内部監査室の監査結果を踏まえて理事の業務執行状況を監督していきます。上記定時監査においては、会計関係書類に限らず、重要事項に係る文書等についても実査し、業務運営全般にわたる監督を強化します。</p>	<p>平成23年7月26日の第1回監事会において、監事監査の年間計画（決算監査5月、中間監査11月）について、同年11月22日の第2回監事会において、中間監査の執行について審議決定しました。</p> <p>同年11月22日の中間監査においては、監査補助者による補助監査結果及び監査指導部による内部監査結果を報告させ、会計監査と業務監査を行いました。</p> <p>なお、今年度の決算監査についても中間監査に準じて行い、業務運営全般にわたる監督を強化していきます。</p>
<p>④ 役職員の法令等遵守意識の向上</p>	

具体的な措置	取組状況
<p>ア コンプライアンス研修の強化</p> <p>コンプライアンス意識の徹底を重点とした研修計画の見直しを平成23年6月に行い、平成23年度の年間計画を策定します。全職員を対象とした職員研修会を同年6月に開催し、措置計画の具体的な内容と今後の取組姿勢を周知徹底するとともに、同年7月の管理者研修会、監督者研修会、年間通しての階層別及びグループ別研修会のそれぞれに対し、コンプライアンス研修を実施して法令等遵守の意識改革を全職員で取り組みます。また、事業運営に不可欠な根拠法令等の確認の場としてグループ研修を活用します。</p>	<p>コンプライアンス研修の強化については、連合会の職員研修の基本方針を定める研修大綱にコンプライアンスの取り組みを明記するとともに今年度の研修計画にコンプライアンス研修を追加する見直しを行いました。</p> <p>平成23年6月18日には、休日診療対応職員等を除く92名を集め、職員全体研修会を開催し、措置計画の内容の周知徹底と職員の意思統一を図りました。</p> <p>同年6月8, 10, 15, 20, 27日に開催したグループ研修会（獣医師職）において、家畜部長から法令等に基づいた業務執行について指導を行いました。</p> <p>同年6月13日に開催したグループ研修会（総合職）幹事会において、法令等根拠に基づく業務対応力の強化を今年度の研修テーマとすることに決定し、同年8月16, 24日、同年9月13, 28, 29日に開催したグループ研修（総合職）において、コンプライアンス統括部署（総務課長）から不祥事対応の指導と措置計画の取組状況の確認を行いました。</p> <p>同年7月28日の課長・次長を対象としたコンプライアンス推進者研修会（監督者研修会）、同年7月29日の部長・所長を対象としたコンプライアンス管理者研修会（経営課題研修会）においては、外部講師を招いて民間企業やNOSA I団体の不祥事事例を題材としてNOSA Iコンプライアンスを確認しました。</p> <p>平成24年3月10日には、職員全体研修会を開催し、平成23年度常例検査の受検結果を踏まえた措置計画の取組状況の周知徹底と平成24年度の実施に向けての職員の意思統一を図りました。</p> <p>コンプライアンス研修は、引き続き全職員がコンプライアンス意識の高揚を図れるよう強化していきます。</p>
<p>イ 「NOSA I兵庫エシックスカード」の配布 全職員に携帯用の「NOSA I兵庫エシックスカード」</p>	<p>「NOSA I兵庫エシックスカード」については、農業共済綱領と</p>

具体的な措置	取組状況
<p>ド」を平成 23 年 7 月に配布し、法令遵守のみならず社会的規範に背かない行動を確認しながら、日常業務に取り組みます。</p>	<p>行動規範を掲載しており、平成 23 年 6 月 30 日に全職員に配布し、常時携帯の義務付けと倫理的行動を指導しました。</p> <p>職員は、引き続きこのカードを常時携帯して日常業務におけるコンプライアンスの意識付けを強化し、良識ある行動を心掛け、誠実かつ公正に業務を遂行していきます。</p>
<p>ウ 決裁文書への根拠法令の明記</p> <p>前例や慣行を踏襲しない厳正な事務処理を徹底するため、平成 23 年 6 月から、決裁文書にはその根拠法令を明記して稟議することとし、担当者は日常業務の中で法令根拠の自主点検を基本的なルールとして管理職と相互確認を行い、内部牽制機能を強化します。</p>	<p>決裁文書への根拠法令の明記については、平成 23 年 6 月 1 日に通知し、前例や慣行を踏襲しない厳正な事務処理を徹底しています。</p> <p>さらに、(2)の③のAに記載したとおり、同年 12 月 22 日の第 3 回連合会所長会において、根拠法令のみならず、実施根拠も含めて明記し、日常業務の自主点検に努めるよう再指導しました。</p> <p>部署ごとの実施状況については、監査指導部が内部監査の中で確認していきます。</p>
<p>エ 問題解決検討会の開催</p> <p>万一不祥事件が発生した場合は、不祥事件対応要領に基づき、適切な対応に努めますが、同要領で定められた不祥事件には該当しない業務上の問題が発生したときは、概ね 1 か月に 1 回開催している参事・部長会を問題解決検討会に切り替えて、その対応を協議し、速やかな問題の解決に努めます。</p>	<p>不祥事件対応要領で定める不祥事件に該当しない事案は、定例の連合会部長会（参事・部長）を問題解決検討会に切り替えて問題解決を図るよう平成 23 年 6 月 13 日に同検討会設置要領を定めました。</p> <p>さらに、内部監査実施要領及び常例検査対応要領における不祥事対応の一部改正に伴い、コンプライアンス副統括責任者（参事）が招集するよう、平成 24 年 2 月 20 日に問題解決検討会設置要領を一部改正し、コンプライアンス実践体制の補完整備を図りました。</p> <p>問題解決検討会は、不祥事件に該当しない事案が発生した場合には上記のとおり対応し、問題の早期解決と再発防止に努めていきます。</p>
<p>オ トラブル処理体制の整備</p> <p>(ア) 内部通報システムの整備</p> <p>公益通報の処理に関する規則に基づき、職員からの通報・相談窓口として不正行為等の早期発見と是正に</p>	<p>(ア) 内部通報システムの整備については、従来の電話、電子メール、FAX、書面、面会の通報手段に、平成 23 年 6 月 1 日からイントラメールと携帯メールを追加しました。職員には、同年 5 月 25 日</p>

具体的な措置	取組状況												
<p>努めていますが、現在のパソコンメールに、平成 23 年 6 月 1 日から携帯メールなどの通報手段を追加し、システムを効果的に機能させることで職場内の自浄作用を高めます。さらに、同年 7 月からのコンプライアンス研修を通じて内部通報制度の意義及び通報方法等について再度理解を深めていきます。</p> <p>(イ) お問い合わせ窓口の整備</p> <p>平成 23 年 2 月に建物共済の加入者からの問合せや苦情等に対応するために設置している対応窓口を同年 7 月から常設して、事業全般にわたるお問い合わせ窓口として説明義務を果たしていきます。</p>	<p>に通知するとともに (2) の④のアに記載するコンプライアンス研修において周知し、コンプライアンスに関する疑問等を報告・相談できるようにしていきます。</p> <p>(イ) お問い合わせ窓口の整備については、(2) の⑤のアに掲げる建物共済の更改不可通知専用相談窓口として同年 7 月 22 日にフリーダイヤルを設置しました。現在、職員が常時待機し、加入者からの問い合わせに対応しています。</p> <p>その問い合わせ状況と照会内容は、以下のとおり専務理事に毎月報告しています。</p> <table border="1" data-bbox="1115 715 1966 879"> <thead> <tr> <th>〈基準日〉</th> <th>〈報告月日〉</th> <th>〈件数〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 23 年 12 月末現在</td> <td>平成 24 年 1 月 12 日</td> <td>684 件</td> </tr> <tr> <td>平成 24 年 1 月末現在</td> <td>同年 2 月 3 日</td> <td>697 件</td> </tr> <tr> <td>同年 2 月末現在</td> <td>同年 3 月 7 日</td> <td>763 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、平成 24 年 3 月末の照会状況は、同年 4 月 6 日までに報告します。また、同年 4 月以降は、事業ごとのお問い合わせ窓口の電話番号をホームページに掲示して、加入者に対する説明義務を果たすとともに、出先機関における照会状況も含めて専務理事に定期報告していきます。</p>	〈基準日〉	〈報告月日〉	〈件数〉	平成 23 年 12 月末現在	平成 24 年 1 月 12 日	684 件	平成 24 年 1 月末現在	同年 2 月 3 日	697 件	同年 2 月末現在	同年 3 月 7 日	763 件
〈基準日〉	〈報告月日〉	〈件数〉											
平成 23 年 12 月末現在	平成 24 年 1 月 12 日	684 件											
平成 24 年 1 月末現在	同年 2 月 3 日	697 件											
同年 2 月末現在	同年 3 月 7 日	763 件											
<p>カ 適切な人事管理の徹底</p> <p>職員の勤務に関する意向調査などを踏まえて、原則として 3~5 年周期の定期的な人事異動を実施し、適正な業務運営に努めます。また、平成 23 年 11 月に勤務評定にコンプライアンスに関する項目を追加する要綱改定を行い、職員のコンプライアンス意識の向上と内部牽制機能の強化に努めます。</p>	<p>本会が定める勤務成績評定要綱の改定については、コンプライアンスに関する項目を追加し、職員のコンプライアンス意識の向上と内部牽制機能を強化するよう、平成 23 年 10 月 31 日に通知するとともに、同年 12 月 22 日の第 3 回連合会所長会において周知しました。</p> <p>平成 24 年 4 月の定期人事異動については、全職員から提出のあった勤務に関する意向調査と自己評価、直属上司の勤務評定の報告書を</p>												

具体的な措置	取組状況
	<p>踏まえて適正な人事管理に努めます。</p> <p>人事管理は、引き続き上記のとおり適切に対応していきます。</p>
<p>⑤ 建物共済事業の法令違反に係る原因の究明と審査体制の強化等再発防止策の策定・実践</p>	
<p>ア 無資格者に対する更改不可通知</p> <p>既存加入者のうち無資格者に対し、平成 23 年 2 月に実施した加入資格調査の結果を基に、同年 4 月引受分から更改時期に合わせて、引受月ごとに更改案内の不可通知を連合会から順次送付しています。なお、次回以降の定期報告で、無資格者に対する更改案内不可の通知状況を報告します。</p>	<p>加入資格要件の確認ができない加入者に対する更改不可通知については、平成 23 年 2 月に実施した加入資格調査の結果等に基づき、平成 23 年 4 月～5 月引受の加入者 612 件に対しては、更改時期が迫っていたことから同年 3 月から 4 月にかけて電話又は訪問の方法で、契約を更改することができないこととその理由を説明しました。</p> <p>同年 6 月引受以降の加入者については、更改不可通知の準備ができたものから順次送付し、同年 12 月末までに 44,812 件に通知しました。</p> <p>併せて、推進員による更改不可の戸別説明を県下 25 協議会のうち 11 協議会において実施しました。その他の協議会においては、平成 24 年 1 月から 3 月に共済責任期間が満了する加入者に最終確認はがきを連合会から責任期間満了日までに 15,670 件順次発送しました。</p> <p>さらに、加入者からの問合せに対しては、協議会及び連合会の本部と出張所に対応しており、平成 23 年 7 月からは、連合会本部がフリーダイヤルによる相談・問い合わせを受け付け、現地説明が必要な場合は、協議会と出張所が対応しています。</p> <p>また、建物共済の一斉推進に備え、農業共済新聞兵庫版 8 月 2 週号に更改不可通知に係る記事を掲載するとともに、平成 23 年 10 月 12 日、同記事をホームページに転載し、加入者に理解を求めました。</p>
<p>イ 加入審査・加入承諾責任の所在の明確化</p> <p>加入申込書に記載する提出先を平成 23 年 4 月引受分から本会に変更し、建物共済事業の実施者を加入者に周知するとともに、審査・承諾の責任の所在を明確にします。</p> <p>また、連合会が行う承諾行為を明確にした口座振替通</p>	<p>加入申込書の提出先については、平成 23 年 3 月に本会に表示変更した様式を使用して建物共済事業の実施者を加入者に周知します。</p> <p>口座振替通知書及び掛金納入通知書については、同年 6 月に様式変更を行い、本会の審査・承諾行為を明確にしました。</p>

具体的な措置	取組状況										
<p>知書及び掛金納入通知書兼加入承諾書へ同年6月中に様式変更を行います。</p>											
<p>ウ 平成23年7月までの加入申込者に対する審査 同年7月加入までの加入申込者については、同年2月に実施した加入資格調査の結果を基に営農状況を把握し、営農状況の未確認者及び調査書の未提出者については、営農状況申告書を別途取りつけ、本会出張所が加入承諾をする前に審査を行います。</p>	<p>平成23年7月加入分までの加入申込者に対する審査については、同年2月に実施した加入資格調査の結果を基に営農状況を把握し、営農状況の未確認者及び調査書の未提出者については、営農状況申告書を別途取りつけ、本会出張所が審査・承諾を行いました。</p>										
<p>エ 平成23年8月以降の加入申込者に対する審査 同年6月中に加入申込書に営農状況申告欄を追加する様式変更を行い、同年8月以降の加入申込者の営農状況を把握し、引き続き、本会出張所が加入承諾をする前に審査を行います。</p>	<p>平成23年8月以降の加入申込者に対する審査については、営農状況申告欄を追加した加入申込書を使用して営農状況を把握しました。 平成24年4月引受分からは、パンフレットと一体になった新様式の加入申込書を使用して営農状況を確認していきます。 なお、同年6月1日施行の決裁権限規程の見直しにおいて、加入承諾の専決者は主管部長並びに所長とし、適時、審査・承諾できる体制を整備しました。</p>										
<p>オ 協議会に対する加入資格説明 協議会に対する加入資格に関する説明は、平成23年2月9日の課長・係長会議、同年5月25日の組合等局長・課長等会議で行いましたが、今後も本会が開催する課長会等会議で周知徹底していきます。</p>	<p>協議会に対する加入資格説明は、左記の会議に続いて以下のとおり行いました。</p> <table border="0" data-bbox="1093 1141 1971 1348"> <thead> <tr> <th data-bbox="1167 1141 1330 1173">〈開催月日〉</th> <th data-bbox="1469 1141 1664 1173">〈対象会議等〉</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1093 1182 1391 1214">平成23年6月13日</td> <td data-bbox="1429 1182 1971 1214">建物・農機具共済システム操作説明会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1224 1391 1256">同年7月22日</td> <td data-bbox="1429 1224 1839 1256">農業共済担当新任職員講習会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 1265 1391 1297">同年10月26日</td> <td data-bbox="1429 1265 1778 1297">組合等局長・課長等会議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1093 1307 1391 1339">平成24年2月13日</td> <td data-bbox="1429 1307 1744 1339">組合等課長・係長会議</td> </tr> </tbody> </table> <p>協議会に対しては、引き続き関係者を対象とした会議等において引受の適正化を周知徹底していきます。</p>	〈開催月日〉	〈対象会議等〉	平成23年6月13日	建物・農機具共済システム操作説明会	同年7月22日	農業共済担当新任職員講習会	同年10月26日	組合等局長・課長等会議	平成24年2月13日	組合等課長・係長会議
〈開催月日〉	〈対象会議等〉										
平成23年6月13日	建物・農機具共済システム操作説明会										
同年7月22日	農業共済担当新任職員講習会										
同年10月26日	組合等局長・課長等会議										
平成24年2月13日	組合等課長・係長会議										

具体的な措置	取組状況
<p>カ 推進員に対する加入資格説明 推進員に対しては、協議会と連携して説明会を開催するなどして、順次、説明しており、今後も引き続き周知徹底していきます。</p>	<p>推進員に対する加入資格説明は、平成 23 年 3 月以降に協議会と連携して開催した加入資格説明会、県下の各地で開催された協議会総会及び推進会議において行いました。 推進員に対しては、引き続き、協議会と連携して開催する推進会議等で周知徹底していきます。</p>
<p>キ 加入資格の周知徹底 パンフレットに加入資格に関する事項を平成 23 年 3 月に記載し、これを活用して、引き続き、推進員等並びに加入者に対し周知徹底していきます。</p>	<p>加入資格の周知徹底については、加入資格に関する事項を記載したパンフレットを平成 23 年 4 月引受分から使用しており、平成 24 年 4 月引受分からは、(2)の⑤のエに記載するパンフレットと一体となった加入申込書(別紙 1 3)を活用して、引き続き推進員並びに加入者に周知していきます。</p>
<p>ク 農林水産省の指導 加入資格に関し解釈等詳細な説明が必要な場合は、その都度、農林水産省の指導を仰いでいきます。</p>	<p>加入資格に関する解釈等については、左記のとおり行います。</p>
<p>ケ 推進スケジュールの見直し 十分な審査期間と承諾書発行期間を確保するため、推進協議会に対し推進会議の開催時期など推進スケジュールの見直しを要請します。</p>	<p>推進スケジュールの見直しについては、平成 23 年 5 月 25 日の局長・課長等会議、同年 6 月 13 日の建物・農機具共済システム操作説明会及び同年 10 月 26 日の組合等局長・課長等会議で推進会議の 12 月開催を 11 月開催にするなど開催時期の前倒し及び加入申込書回収の早期化等を要請しました。</p>
<p>⑥ 建物共済事業の法令違反に係る責任の所在の明確化と関係者の処分</p>	
<p>ア 法令違反調査委員会による調査 (1)の④に掲げる委員会が調査し、平成 23 年 6 月</p>	<p>法令違反の原因究明と責任の所在の明確化については、(1)の④</p>

具体的な措置	取組状況
<p>中に原因究明と責任の所在を明確にします。</p>	<p>に記載するとおり、法令違反調査委員会から関係書類の内容審査及び関係役職員からの聴き取り調査結果をとりまとめた調査報告書が平成23年7月20日に会長に提出されました。</p>
<p>イ 理事会等による処分の決定 調査結果の確定後、速やかに役員会を開催し、就業規則第57条及び第58条に則り、関係職員の処分を審議・決定のうえ報告いたします。役員につきましても責任を明らかにします。</p>	<p>関係役職員の処分については、(1)の④に記載するとおり、平成23年8月10日の第2回理事会において職員の懲戒処分を決定するとともに、役員についても、責任を明らかにしました。</p>